

更新業務全般に関して

【質問】

歩道を新たに設置する工事の場合、道路の拡幅として、「デジタル道路地図更新のための資料収集リスト」の記入対象となりますか

【回答】

道路拡幅工事における拡幅は車道の幅を指し、車線数が増えた場合（上下で1車線から2車線等）が対象となります。

従いまして、単なる歩道の設置のみの工事は車道の幅は変わりませんので記入は不要です。